

栃木市地方就職支援補助金

市内への移住・定住の促進及び企業における人手不足の解消に向け、東京圏から移住して、県内の要件を満たす企業に就職する学生に補助金を交付します。

補助の対象となる費用・補助金額

交通費：就業(内定)先企業の個別の採用選考に係る往復交通費（上限 5,390 円）

移転費：栃木市に移住する際に要した引越し費用（上限 66,000 円）

※交付回数は、交通費と移転費でそれぞれ 1 人 1 回までです。

※就業(内定)先企業から交通費・移転費の支給があった場合は、その額を差し引きます。

対象者の要件（次の 1～4 すべてを満たす方）

1. 移住元に関する要件

- 大学又は大学院（以下、大学等）の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに原則 4 年以上在学し、卒業・修了していること。（交通費は在学中の申請も可）
- 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

2. 移住先に関する要件

- 栃木市に移住し、5 年以上継続して居住する意思を有していること。
- 申請時において、大学等の卒業・修了日から 1 年以内かつ、就業開始日から 1 年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において就業開始予定日から 1 年以内であること。

3. 就業に関する要件

- 大学等を卒業・修了時から 1 年以内に就職していること。在学中に交通費を申請する場合は 1 年以内に就職する見込みであること。
- 勤務地が栃木県内に所在すること。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- 官公庁等でないこと。
- 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。（見込みも含む）
- 栃木県内への勤務地限定型社員としての採用であること。（見込みも含む）

4. その他の要件

- 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 日本人である、または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- その他、栃木県または栃木市が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

申請できる期間

令和8年4月1日から令和9年2月末日まで

※予算額に達した場合は、受付を終了しますので予めご了承ください。

申請方法

申請予定の方は、問合せ先へ事前相談のうえ、以下の必要書類を提出してください。

1. 栃木市地方就職支援補助金交付申請書（別記様式第1号）
2. 補助金申請に関する誓約書及び同意書（別記様式第2号）
3. 移住元の住所を確認できる書類※
4. 卒業・修了証明書または在学証明書
5. 就職（内定）証明書（別記様式第3号）
6. 本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等の写し）
7. 交通費または移転費を支払ったことが確認できる書類（領収書等）
8. 振込先口座が確認できる書類



栃木市マスコットキャラクター
とち介

※現居住地に住民票を異動していない場合は、アパート等の賃貸借契約書や公共機関が発行した郵便物等で、現住所と申請者本人の氏名が確認できる書類を2種類以上ご用意ください。

注意事項（地方就職支援補助金の返還について）

補助金交付後、下記の要件に該当する場合は、補助金の全部または一部を返還していただきます。

1. 全額の返還

- 虚偽の申請をした場合
- 補助金の交付申請日から1年以内に補助金の交付申請に係る要件該当企業に就職しなかった場合
- 補助金の交付申請日から1年以内に栃木市に転入しなかった場合
- 就職日から1年以内に就職した要件該当企業を退職した場合。ただし、退職日から3月以内に栃木県内の他の要件該当企業に就職する場合を除く。
- 栃木市に転入した日（住民票を移さず転出していた者にあつては、要件該当企業への就職日または申請日のいずれか遅い日）から3年未満の期間に市外に転出した場合

2. 半額の返還

- 栃木市に転入した日（住民票を移さず転出していた者にあつては、要件該当企業への就職日または申請日のいずれか遅い日）から3年以上5年以内の期間に市外に転出した場合

問合せ先

栃木市 地域政策課 （市役所3階 3A-3）

TEL：0282-21-2453